変更した事項
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南方約三・〇キロメートル）
北緯　三五―三五―一三
東経　一三九―五〇―〇一
変更年月日　平成二十五年八月一日

名称　東京新海面処分場Dブロック B灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約三・八キロメートル）
北緯　三五―三四―五一
東経　一三九―四九―三二
変更した事項
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南方約三・二キロメートル）
北緯　三五―三五―〇六
東経　一三九―五〇―〇五
変更年月日　平成二十五年八月一日

名称　東京新海面処分場Dブロック C灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約三・九キロメートル）
北緯　三五―三四―四八
東経　一三九―四九―二五
変更した事項
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南方約三・四キロメートル）
北緯　三五―三五―〇〇
東経　一三九―五〇―〇九
変更年月日　平成二十五年八月一日

名称　東京新海面処分場Dブロック D灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約四・一キロメートル）
北緯　三五―三四―四四
東経　一三九―四九―一八
変更した事項
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南方約三・五キロメートル）
北緯　三五―三四―五六
東経　一三九―五〇―一二
変更年月日　平成二十五年八月一日

名称　東京新海面処分場Dブロック E灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約四・二キロメートル）
北緯　三五―三四―四一
東経　一三九―四九―一二
変更した事項
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南方約三・六キロメートル）
北緯　三五―三四―五二
東経　一三九―五〇―〇六
変更年月日　平成二十五年八月一日

名称　東京新海面処分場Dブロック F灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約四・一キロメートル）
北緯　三五―三四―四六
東経　一三九―四九―〇七
変更した事項
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南方約三・八キロメートル）
北緯　三五―三四―四八
東経　一三九―五〇―一八
変更年月日　平成二十五年八月一日

名称　衣浦港武豊灯台
位置
所在地　愛知県衣浦港（衣浦港西防波堤灯台の北北西方約二・九キロメートル）
北緯　三四―五〇―四六
東経　一三六―五五―四九
変更した事項
光達距離　一一〇カンデラ
高さ　五・五海里
変更年月日　平成二十五年八月一日

○海上保安庁告示第百六十九号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年八月二十六日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　備讃瀬戸北航路A灯標
位置
所在地　波節岩灯標（香川県丸亀市）の北方約五二〇メートル
北緯　三四―二〇―五九
東経　一三三―四二―五〇
変更した事項
位置
所在地　波節岩灯標（香川県丸亀市）の北北東方約四四〇メートル
北緯　三四―二〇―五六
東経　一三三―四二―五一
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで七・〇メートル　平均水面上から灯火まで六・八メートル
変更年月日　平成二十五年八月七日

名称　備讃瀬戸北航路B灯標
位置
所在地　波節岩灯標（香川県丸亀市）の北東方約六四〇メートル
北緯　三四―二〇―五九
東経　一三三―四三―一〇
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで六・九メートル　平均水面上から灯火まで六・八メートル
変更した事項
位置
所在地　波節岩灯標（香川県丸亀市）の北東方約六九〇メートル
北緯　三四―二一―〇二
東経　一三三―四三―〇〇
変更年月日　平成二十五年八月八日

名称　備讃瀬戸北航路C灯標
位置
所在地　波節岩灯標（香川県丸亀市）の北東方約九二〇メートル
北緯　三四―二一―〇五
東経　一三三―四三―一〇
変更した事項
位置
所在地　波節岩灯標（香川県丸亀市）の北東方約八八〇メートル
北緯　三四―二一―〇二
東経　一三三―四三―一一
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで七・〇メートル　平均水面上から灯火まで六・九メートル
変更年月日　平成二十五年八月八日

名称　宇島漁港東防波堤灯台
位置
所在地　福岡県宇島港（宇島漁港東防波堤外端）
北緯　三三―三七―四二
東経　一三一―〇八―三一
変更した事項
位置
所在地　福岡県宇島港（宇島漁港東防波堤外端）
北緯　三三―三七―四三
東経　一三一―〇八―二八
記事　補正
変更年月日　平成二十五年八月八日

○海上保安庁告示第百七十号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年八月二十六日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　関門港前田沖仮設灯浮標
位置
所在地　関門港下関区（下関導灯（前灯）の北東方約二・六キロメートル）
北緯　三三―五八―二八
東経　一三〇―五八―四〇
廃止年月日　平成二十五年八月十一日

名称　千葉県鴨川市（鴨川港大浦東口防波堤外端）
位置
所在地
北緯　三五―〇五―三七
東経　一四〇―〇六―三四
廃止年月日　平成二十五年八月九日